

# 令和7年度 就学援助費の申請について

香南市教育委員会 学校教育課

## 1. 就学援助制度とは

香南市では、子供たちが安心して楽しく学校生活を送れるように、経済的な理由で就学が困難(給食費や学用品費など、学習に必要な費用の支払いが困難)なご家庭に対し、学用品費や給食費等の援助を行っています。※この制度は、毎年度申請が必要です。

## 2. 援助対象

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める世帯(生活保護が停止または廃止になった世帯、市民税が非課税の世帯等)

(注) 住民票上で世帯分離をしているご家族であっても、同じ住所にお住まいの場合は生計を同一とみなし、ご家族全員の所得を合算して審査します。

## 3. 援助内容

費目	対象となる内容	支給限度額(年額)	
		小学校	中学校
学用品費	学用品の購入費	11,630円	22,730円
通学用品費 ※4月認定の新1年生は対象外	通学用品の購入費	2,270円	
校外活動費(宿泊あり) ※対象学年のみ	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学科	実費額相当 上限3,690円	実費額相当 上限6,210円
校外活動費(宿泊なし) ※対象学年のみ	宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学科	実費額相当 上限1,600円	実費額相当 上限2,310円
修学旅行費 ※対象学年のみ	交通費・宿泊費・見学科等定められた経費	実費(対象経費)	
新入学学用品費 ※4月認定の新1年生のみ	新入学時の学用品・通学用品の購入費	57,060円	63,000円
生徒会費 ※中学生のみ	各中学校で集金する生徒会費	/	実費額相当
P T A 会費	各小中学校で集金するP T A会費	実費額相当	実費額相当
学校給食費	学校給食費	食数による実費 (認定中の保護者負担はありません)	
医療費	学校指定病(中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・トラコーマ・結膜炎・むし歯・寄生虫・白癬・とびひ・アタマジラミ)で、学校が医療券を発行した治療費	治療費の3割(自己負担分) ※生活保護世帯は全額	
オンライン学習通信費	タブレット端末を使用したオンライン学習を促進するための通信費	14,000円	14,000円

※支給額は、令和6年度の限度額(年額)です。支給年度により変動する場合があります。

#### 4. 支給に関する注意点

- ・年度途中の認定の場合、学用品費、通学用品費、オンライン学習通信費は月割で支給いたします。
- ・生活保護費を受給している場合、修学旅行費・医療費・オンライン学習通信費のみ支給いたします。
- ・香南市在住で市外の国公立の小中学校に在学している場合、学校給食費・医療費・オンライン学習通信費は支給対象外です。
- ・市外転出や生活保護費の受給開始により認定を取消した場合、支給は当該事由の発生月までです。取消した時期によっては、既に一部を前払いしている場合があるため、対象外となった期間分は遡って返還していただきます。
- ・虚偽の申請や、その他不正な手段によって支給を受けた場合は、返還を命ずる場合があります。
- ・新入学学用品費の支給対象は、令和7年4月に香南市立小中学校に入学または香南市在住で市外の国公立の小中学校に入学する新1年生のうち、4月末日までの申請受付分です。入学式の前日までに香南市外へ転出した場合は、支給対象外のため返還していただきます。

#### 5. 申請受付期間

	令和7年度 申請受付期間
初回受付	令和7年1月10日(金)～令和7年1月27日(月)
随時受付	令和7年4月7日(月)～令和8年3月の最終登校日まで

#### 6. 申請受付期間に関する注意事項

- ・原則、上表にある受付期間内で、小中学校の全学年の児童生徒の保護者を対象として受付します。ただし、初回受付期間中は中学3年生(令和6年12月時点)の申請は受付できません。
- ・初回受付期間終了後も、4月末日の申請分までは4月認定者として受付可能です。ただし、受理日によっては4月認定者としての認定には間に合わない場合もありますので、お早めにお申込みください。
- ・5月以降の随時受付からは、一部費目は申請書の受付月から年度末までの月割で支給いたします。
- ・新入学学用品費(新1年生対象)は、入学準備金としての性質上、主として3月上旬に審査結果を通知し、3月下旬までに一括支給いたします。3月中に支給を希望する場合は必ず初回受付期間内に提出してください。
- ・新入学学用品費は4月末日の申請分までが支給対象(認定の場合)ですので、支給を希望される方は必ず4月末日までに申請してください。(5月以降に受付した場合は、新1年生であっても新入学学用品費は支給できません。)

#### 7. 申請書類

##### ① 様式第1号「就学援助費認定申請書(世帯票)」

※申請は、世帯状況が変わるたびに必要です。認定後も、申請内容に変更があった場合は速やかに再申請の手続きをしてください。(生活保護の決定及び廃止、住所変更、家族構成の変更等)

※令和7年4月時点で兄弟姉妹が小中学校にそれぞれ在籍する場合、学校ごとに申請が必要です。

##### ② 別紙「同意書」

※同一生計世帯員のうち、18歳以上の方全員が同意確認のため自筆でご記入ください。

※初回受付期間(4月末日まで)に申請される方のうち、令和6年1月1日時点で香南市に住民票がない方は、同意書に個人番号の記載が必要です。

③ 様式第4号「委任状兼口座振替申出書」

※初回受付期間(1月27日まで)に申請される方のみ、①②と併せてご提出ください。

※初回受付期間終了後に申請される方は、認定となった場合のみ、結果通知後に学校を通じてご提出いただきます。

※令和7年4月時点で兄弟姉妹が小中学校にそれぞれ在籍する場合、**学校ごと**に申請が必要です。

8. 添付資料について

令和6年1月1日時点で香南市に住民票がない方のみ、個人番号により地方税関係情報を照会するため、本人確認書類の写しと同意書に記入した18歳以上の方全員の個人番号を確認できる書類の写しをご提出ください。

<本人確認書類のうち**1点**で確認可能書類>

- 運転免許証    運転経歴証明書    パスポート    身体障害者手帳  
精神障害者保健福祉手帳    個人番号カード

<本人確認書類のうち**2点**で確認可能書類>

- 公的医療保険の被保険者証    年金手帳  
児童扶養手当証書    特別児童扶養手当証書

<個人番号の確認可能書類 (**いずれか1点**) >

- 個人番号カード(表・裏両面)    個人番号付き住民票  
個人番号通知カード ※通知カードは住民票の記載事項と一致している場合に限りです。

以上の申請書類に必要事項を記入し、受付期間内に(入学予定または在籍する)小中学校へ提出してください。申請書類は、香南市内の小中学校・幼稚園・保育所・学校教育課(香南市役所本庁6階)の窓口・香南市ホームページにありますので、お取り寄せしやすい方法でご用意ください。

9. 審査結果について

審査結果が確定次第、教育委員会から直接ご自宅へ審査結果通知書を郵送いたします。認定の場合は、審査結果通知書と併せて支給日等のご案内文書を同封いたします。

10. 参考

対象となる所得の目安

人数	家族構成	所得額
2人	父又は母(20~40歳) 小学生1人	175万円以下程度
3人	父又は母(20~40歳) 小学生1人 中学生1人	248万円以下程度
4人	父と母(20~40歳) 幼児1人 小学生1人	267万円以下程度
4人	父と母(41~59歳) 小学生1人 中学校1人	296万円以下程度
5人	父と母(41~59歳) 小学生2人 中学生1人	349万円以下程度

(注) 所得額は家族構成(世帯人数や年齢等)で算定されるため、世帯ごとに異なります。  
上記の所得額は、あくまで目安としてご参照ください。

<<問い合わせ先>>

〒781-5292 香南市野市町西野 2706 番地  
香南市教育委員会 学校教育課 (☎ 0887-50-3019)